

(会員の区分)

第3条 会員の区分は次の各号によるものとし、正会員をもって一般社団法人及び一般社団法人に関する法律に規定された社員とする。

- 1 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体等
 - ①(事業者及び法人等正会員) 法律上権利義務の主体たる資格が与えられた法人及び個人商店等法人登記を行っていない事業所並びに共通の目的を持つ人が集まって形成された集団
 - ②(個人正会員) ①に掲げる以外の個人
- 2 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体等
- 3 特別会員 当法人の功勞のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦をされ承認された者

(会費)

第4条 定款第7条に規定する会費は、年額とし、次の各号に定める額とする。

- 1 事業者、法人等正会員 金六千円
- 2 個人正会員 金三千円
- 3 賛助会員 一口につき 金一千円

(入会)

第5条 当法人に入会を希望する者は、理事会が別に定める入会申込書に必要事項を記載し、当法人に提出しなければならない。

- 2 当法人への入会の可否は、理事会にて決定する。
- 3 次の各号のいずれかに該当するものは会員になることができない。
 - (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。以下同じ。）又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - (2) 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者が事業活動を支配する団体
 - (3) 成年被後見人又は被保佐人である者
 - (4) その他当法人会員としてふさわしくないと理事会が判断した者

(会費の納入)

第6条 当法人に入会を希望する者は、入会申込書の提出後所定の期日までに、その事業年度の会費を、当法人所定の方法により納入しなければならない。

- 2 会員は、入会した当該年度以降の会費について、毎事業年度の6月末日までに当法人所定の方法により納入しなければならない。
- 3 会員が納付した会費は、会員のいかなる理由においても返還しない。
- 4 当法人は、会員から納入された会費について、速やかに会費台帳に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(会員名簿)

第7条 当法人は会員名簿を作成し、個人情報保護に関する法令、国が定める指針、その他の規範を遵守し、適切にその管理を行う。

- 2 会員が任意退会したとき、除名及び会員資格を喪失した場合は、当法人は速やかに当該会員に関する会員名簿の登録を抹消する。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) 定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 本会員規則の第5条3項各号に該当することが判明したとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 定款第7条1項又は2項に定める会費の納入を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。